



戸建住宅は耐震診断最大10万円・耐震改修工事最大40万円を補助!!

耐震診断・耐震改修等補助金交付制度

☎/開発建築課 ☎423-3854

いつどこで起こるかわからない地震に備えるには、今出来ることをすることが大切です。
市では建物の倒壊等の被害から居住する方を守るため、耐震診断・改修等の費用の一部に補助金を交付しています。

補助対象

昭和56年5月31日以前に着工された建築物



■耐震診断補助

《補助条件》

- 原則として市内にある建築士事務所の建築士(有資格者)による診断
- ※市内耐震診断業者リスト(掲載希望者)がありますので、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

《補助金額》

建築物の用途	耐震診断にかかった費用	補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震診断にかかった費用	50%以内で最大5万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		100%で最大10万円まで
共同住宅		50%以内で最大戸数×2万円、かつ100万円まで
住宅以外		50%以内で最大5万円まで

表中の※については、詳しくはお問い合わせください。

■耐震改修工事・耐震シェルター等設置費補助

《共通》

- 耐震診断の結果が耐震基準を満たしていないこと
- ※詳しくはお問い合わせください。

《耐震改修工事の補助条件》

- 原則として市内にある建設業者(建設業法規定の業者)
- 耐震改修工事により耐震基準へ適合すること

《耐震シェルター等設置の補助条件》

- 公的機関により、安全性の評価を受けた耐震シェルター・耐震ベッド
- 戸建住宅(併用含む)の1階に設置

地震が来る前に、耐震化を検討しましょう!

《補助金額》

建築物の用途等	耐震改修工事にかかった費用	補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震改修工事にかかった費用	20%以内で最大20万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		100%で最大40万円まで
共同住宅		20%以内で最大戸数×30万円、かつ1,000万円まで
住宅以外		10%以内で最大100万円まで
耐震シェルター等	購入および設置にかかった費用	50%以内で最大40万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		90%以内で最大40万円まで

表中の※については、詳しくはお問い合わせください。

ブロック塀等撤去費補助金交付制度

平成30年6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀等の倒壊による被害をふまえ、危険なブロック塀等の撤去工事を行う方に補助金を交付しています。

補助対象

市内の道路または公共施設の敷地に面するブロック塀等の所有者または管理者

■ブロック塀等撤去費補助金

《補助条件》

- 道路または公共施設の敷地面から高さ1m以上で倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去
- ※ブロック塀等の一部撤去工事は、別途ご相談ください。

塀の安全性の確保は所有者の責任です。取り返しのつかない事態を未然に防ぐため、まずはブロック塀等の安全点検を行いましょ。

《補助金額》

①ブロック塀等の撤去工事に係る経費の80%
②ブロック塀等の見付面積1㎡あたり1万円を乗じた額
補助金の額 ①と②の金額を比較して少ない方の金額

※ただし、補助金の上限は40万円で同一敷地内の工事につき1回限り

朝霞市生け垣等設置推奨補助金制度における生け垣や緑化フェンスの設置補助を併用してご活用いただけます。補助要件等の詳細は、みどり公園課 (☎463-0374) へご相談ください。